

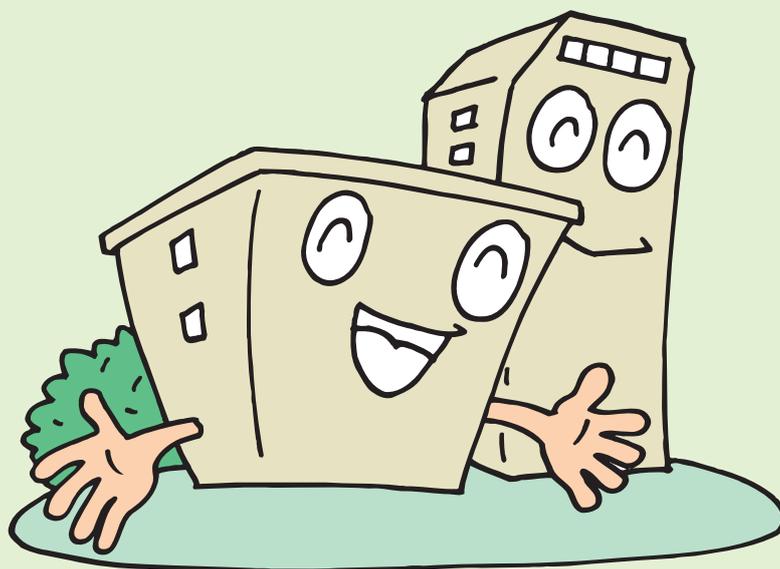
# 1. 団地管理の組織

## 団地の管理のための組織のご案内

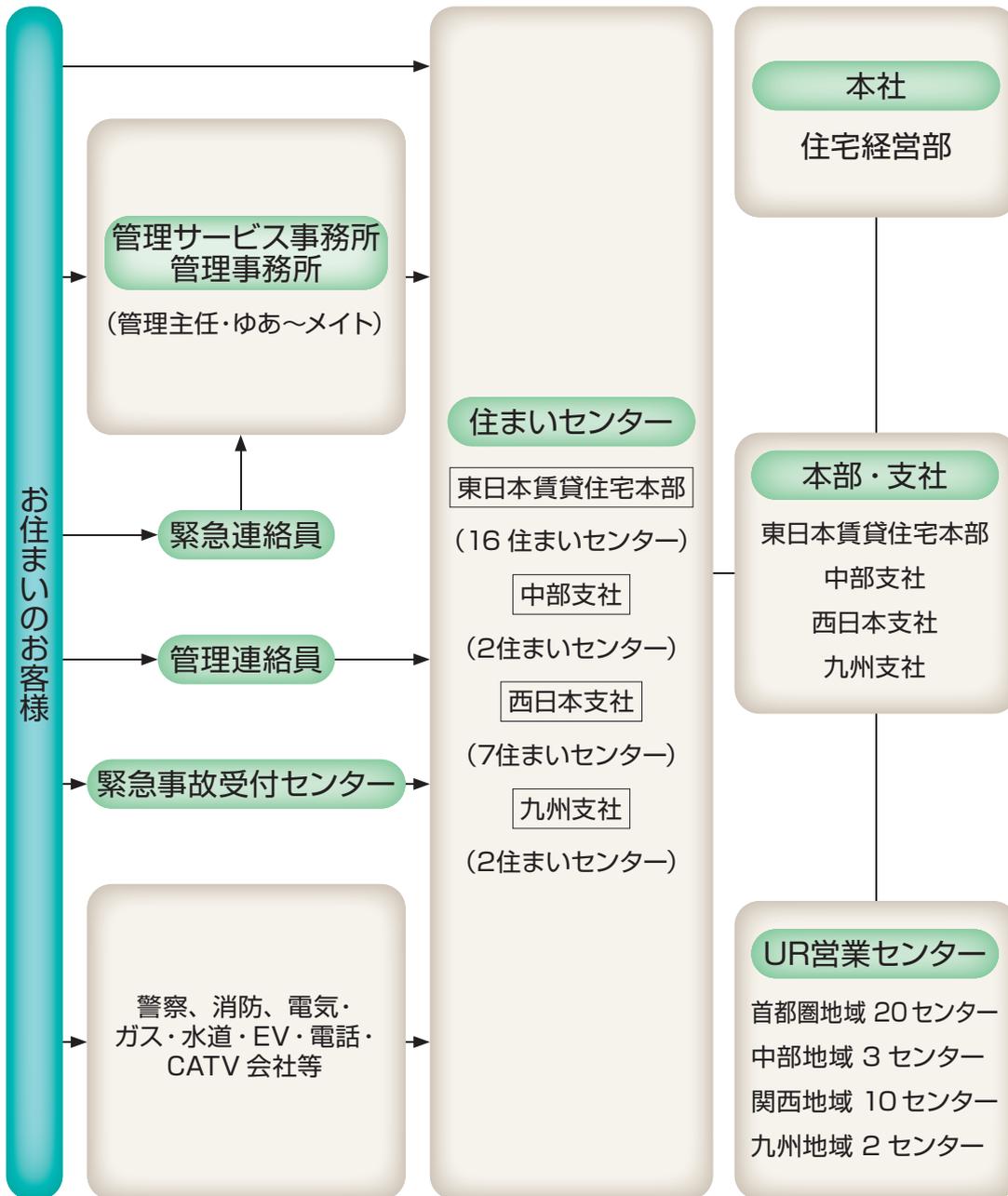
UR 都市機構の団地管理の組織は、次頁のようになっており、地域別に一定の範囲の団地を管理する住まいセンター等があります。皆さまと直接つながりのある住宅に関するほとんどのことから、住まいセンター等が対応いたします。

また、各団地には一部の市街地住宅等を除いて管理サービス事務所が設けられており、管理主任や窓口案内者（ゆあ～メイト）が皆さまの直接の窓口となります。

UR 賃貸住宅使用上のルールなどについては、まずは、これら管理サービス事務所または住まいセンター等にお尋ねください。



## UR 賃貸住宅の管理体制 (令和6年9月現在)



UR 都市機構の事務所および団地管理を行っている事務所の一覧は 99～101 ページに掲載しています。  
 ※住まいセンターにおける団地管理業務については、(株)URコミュニティが業務を受託しています(令和6年9月現在)。